

大規模災害時における建設資機材等の提供に関する協定

警視庁調布警察署（以下「甲」という。）と狛江市建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲に対し、乙が所有又は占有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を提供するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定にいう大規模災害とは、次のものをいう。

- ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める「災害」
- ② 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める「武力攻撃災害」及び「緊急対処事態における災害」

（建設資機材等の提供）

第3条 甲は、大規模災害時において、障害物除去及び倒壊建物等からの被災者を救助するに当たって、乙に対し、その所有又は占有する建設資機材等の提供を求め、乙は、これに応じるものとする。ただし、乙が被災するなどして当該建設資機材等の提供が困難と認められる場合は、この限りではない。

2 乙が建設資機材等を提供する期間は7日間とし、その期間中、甲の管理下において、これを使用するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときの提供期間は、東京都知事が定める期間とする。

（要請）

第4条 甲は、乙に対し建設資機材等の提供を要請する場合は、要請日時、派遣場所、資機材の種類別、台数、操作員数等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、書面で要請するいとまがなく緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は直接口頭をもって必要な事項を通知するものとし、事後速やかに書面を交付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の規定に基づき発生した費用の負担については、次のとおりとする。

- ① 第2条第1号の災害によるときは、甲乙協議とする。
- ② 第2条第2号の災害によるときは、無償とする。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれから協定の解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

注 ただし、甲と狛江市が要請を出した場合、乙は、狛江市と締結した災害協定を優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通保有する。

平成29年12月26日

東京都調布市国領町2丁目25番1号

甲 警視庁調布警察署長

本田 英 昭



東京都狛江市東和泉1丁目25番22-105号

岩戸建設株式会社内

乙 狛江市建設業協会 会長

藤原 健 次



災害救助法に基づく建設資機材等の提供に関する協定

警視庁調布警察署（以下「甲」という。）と狛江市建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、平成29年12月26日付で締結した「大規模災害時における建設資機材等の提供に関する協定（以下「本協定」という。）」の実施において、あわせて災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）を適用する場合に、必要な事項を定めるものとする。

（従事命令等）

第2条 甲は、本協定の規定に基づき、建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の提供を求める場合で、次の各号に定める場合は、乙に対し、法第7条第4項又は第9条第2項の規定に基づき、東京都知事（以下「知事」という。）が発行した公用令書を交付するものとする。ただし、公用令書を交付するいとまがなく緊急を要する場合にあっては、電話等の通信手段又は直接口頭をもって必要な事項を通知するものとし、事後速やかに公用令書を交付するものとする。

① 知事が、法第7条第1項の規定に基づき、乙に対し、救助に関する業務に従事するよう命令した場合（ただし、乙が被災するなどして当該救助業務に従事することが困難と認められる場合を除く。）

② 知事が、法第9条第1項の規定に基づき、乙の所有又は占有する建設資機材を使用する場合（ただし、乙が被災するなどして当該建設資機材の提供が困難と認められる場合を除く。）

（費用の負担）

第3条 前条の規定に基づく建設資機材等の提供に要した費用のうち、法第7条第5項に定める実費弁償、法第9条第2項に定める損失補填及び法第12条に定める扶助金支給については、法第18条の規定に基づき、東京都が行う。

（雑則）

第4条 前条までに定めるほか、この協定の実施に必要な事項については、災害救助法施行規則（昭和38年東京都規則第136号）に基づき、これを処理する。

（期間）

第5条 この協定の期間は、本協定の規定を準用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通保有する。

平成29年12月26日

東京都調布市国領町2丁目25番1号

甲 警視庁調布警察署長

本田 英 昭



東京都狛江市東和泉1丁目25番22-105号

岩戸建設株式会社内

乙 狛江市建設業協会 会長

藤原 健 次

